

東通村地域防災計画（原子力編）修正の概要

東通村地域防災計画（原子力編）は、平成16年3月に作成し、福島第一原発事故を踏まえた関係法令の修正、原子力災害対策指針の策定、青森県地域防災計画（原子力編）の修正に基づき、平成25年3月に修正している。

この度、関係法令及び原子力災害対策指針において、さらなる修正がなされ、平成26年2月に青森県地域防災計画（原子力編）が修正されたため、東通村地域防災計画についてもこれらを踏まえ修正するものである。

今回の修正の主な内容

- 緊急事態区分等
- 緊急時モニタリング
- 安定ヨウ素剤の配布・服用
- 要配慮者、避難行動要支援者
- 施設敷地緊急事態要避難者
- 語句修正等

緊急事態区分等

旧計画

警戒事象

特定事象

原子力緊急事態

新計画

情報収集事態

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

村内震度5弱又は震度5強の地震

原子炉への給水機能喪失、外部電源喪失の3時間以上継続、原子炉の水位低下など

敷地境界での放射線量の上昇、原子炉冷却材の漏洩、非常用炉心冷却系の起動など

非常用炉心冷却系の機能喪失、全電源の喪失、炉心の損傷など

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P 7	第1章	第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
P18	第2章	第7節	緊急事態応急体制の整備
P36	第3章	第3節	活動体制の確立

緊急時モニタリング

旧計画

○村は、県が実施する緊急時モニタリングに協力する。



新計画

- 国は、平時から地方放射線モニタリング対策官を配置する。
- 国は、原子力災害時に緊急時モニタリングセンターを設置する。
- 村は、国、県、事業者等と連携し緊急時モニタリングを実施に協力する。

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P14	第2章	第4節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携
P20	第2章	第7節	10. モニタリング体制
P35	第3章	第2節	4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

安定ヨウ素剤の配布・服用

旧計画

- 村は、事前配布も含め、県と協力し、適時・適切な配布服用のための体制を整備する。
- 国の方針、又は独自の判断により直ちに服用できるよう必要な措置を講じる。



新計画

- 村は、県と連携し、PAZ圏内（発電所5 km）を中心として、原則、医師による説明会を開催して事前配布を行う。
- その他の地域には緊急時に配布する体制を整備する。
- 村は国又は県の指示、もしくは独自の判断により服用を指示する。

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P25	第2章	第11節	4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
P46	第3章	第4節	5. 安定ヨウ素剤の予防服用

要配慮者

旧計画

・災害時要援護者
高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等

災害対策基本法改正



新計画

・要配慮者
高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P23 第2章 第8節 4. 要配慮者の避難誘導・搬送体制等の整備
P47 第3章 第4節 7. 要配慮者への配慮

避難行動要支援者

旧計画

なし

災害対策基本法改正



新計画

・避難行動要支援者
要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、支援を要する者

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P22 第2章 第8節 3. 避難行動要支援者に関する措置

施設敷地緊急事態要避難者

旧計画

- ・ PAZ（発電所から5 km）圏内の災害時要援護者

原子力災害対策指針
改正



新計画

- ・ 施設敷地緊急事態要避難者
PAZ圏内の要配慮者や安定ヨウ素剤が服用できない者のうち早期の避難が必要な者
→その他の住民より早い段階で避難する。

主な修正箇所（新旧対照表のページ）

P31 第3章 第2節 施設敷地緊急事態発生等の連絡

P43 第3章 第4節 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

その他、語句の修正及び記載の適正化